

4. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域での生活継続が可能となるように、身近な地域で専門的な相談や支援等の整備が可能な範囲を考慮して設定するものです。

~~令和7年(2025年)を目標とした地域包括ケアシステムの構築と、令和22年(2040年)に向け、地域包括ケアシステムを深化させ、医療介護総合確保推進法に基づき医療・介護資源を総合的に確保していくため、第10期計画においても、第9期計画を踏襲し、基本的に中学校区の4圏域を日常生活圏域と定めます。~~

また、多様化・複雑化するニーズを持つ高齢者への幅広い支援と地域の特性を活かした地域づくり(地域包括ケアシステム)を推進するため、地域包括支援センターの設置は、日常生活圏域に合わせて4か所とします。

【日常生活圏域】

